

令和2年度事業報告

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会

令和2年度事業報告

わが国では、少子・高齢化が急速に進行しており、令和7年（2025年）には、団塊世代が75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者となることが見込まれている。少子・高齢化の進行は、労働力人口の減少、地域社会の活力低下など、社会経済や社会保障に大きな影響を与え、単身高齢者の増加や地域・家族などのつながりの希薄化と相俟って、社会的孤立や、生活に問題を抱える人々の福祉課題の多様化・複雑化、「制度の狭間」問題が顕在化してきている。

こうした状況に対応し、本会は、つながり・支え合うことができる福祉コミュニティを構築すべく、令和2年度は、とくに新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の影響にも配慮し、取組みを着実に進めた。

外出自粛が要請され、従来の地域福祉活動の実践が困難となるなか、本会では、区社協と大阪市・区民生委員児童委員協議会の協力を得て、「外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業」を実施し、コロナ禍での不安や困りごとについて実態を把握しながら高齢者や障がい者等の安否確認や見守り活動を継続した。

また、これらの活動を通じて得た情報を踏まえ、地域で、さまざまな活動に取り組む団体が、コロナ禍での活動の継続や再開、代替策などを考える際の視点や具体的手順をまとめた「コロナの中でもつながる方法」を作成し、区社協の地域福祉活動支援事業や要援護者の見守りネットワーク強化事業、地域包括支援センター事業等のコロナ禍に対応した展開支援を図った。

さらに、コロナの影響による休業や失業で経済的に困窮した世帯が急増したことから生活福祉資金の特例貸付として位置づけられた、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付や生活困窮者自立相談支援窓口における住居確保給付金への対応などに、市・区社協が一体となり取り組んだ。

一方、地域福祉活動推進計画（平成30年度～令和2年度）の評価・検証を踏まえ（1）場づくり・つながりづくりを絶やさない（2）見守りと生活支援・相談支援に取り組む（3）参画と協働による地域づくりを拓げる、を基本目標とした「第2期大阪市地域福祉活動推進計画」（令和3年度～5年度）を令和3年3月に策定した。

以上、本会は、コロナの終息の兆しが見えない中、「地域における共生・人権尊重」と「災害への備え」の視点を持ち、平常時はもちろんのこと、非常時であっても、地域福祉を推進する中核的な団体として求められる役割がさらに高まることを認識しつつ、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会、「一人ひとりの人権が尊重されるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の実現に向け、地域福祉を推進した。

取組み実施状況

1 自律的な事業運営に向けた組織基盤の強化

(1) 人材の確保・育成

人材の確保に向け、法人説明会の開催や内定者説明会、採用試験などオンラインも積極的に活用しながら新卒及び既卒者を採用した。

また、職員の資質向上を図るために、本会が策定した研修計画に基づき、コロナ禍による新しい生活様式を取り入れながら、全職員を対象とした福祉の基礎理解や人権研修を実施するとともに、キャリアパス研修や管理職研修、職務別研修を実施した。

(2) 組織基盤の強化

ア 財政基盤の強化

本会における経営上の重要な財務基盤は、交付金や補助金収入などの公的財源であることから、各事業の執行状況を把握するため、期中での決算見込みを作成し、予算の適正執行に努めた。

また、法人財務基盤を強化するため、事業受託を積極的に進め、令和3年度の要介護認定・障がい支援区分認定調査事業に公募申請し受託が決定した。

イ 広報・啓発活動

コロナ禍における地域活動の状況について積極的に広報誌やウェブ媒体を通じて情報発信したほか、効率的・効果的に市・区社協の取組みや地域・施設・団体に社会福祉の動向などを発信するため、本会における広報・情報発信の基本的な方針を作成した。

また、社会福祉に対する功労者への表彰とボランティア活動を中心とした市民の地域活動への参加促進を目的に例年開催している社会福祉大会は、コロナ禍のため大会自体は中止したが、社会福祉に対する功労者へ表彰し功績を称えた。

(3) 組織の透明性と信頼性の確保

コンプライアンス意識の向上を図るため全職員を対象とした研修を実施するとともに、「内部管理体制の基本方針」に基づき、組織経営のガバナンスの確保と本会業務の適正な遂行に努めた。

また、働き方改革関連法の施行に伴い、令和元年度に引き続き職員の休暇等を見直し、規則・規程を整備した。

さらに、会計監査人による年間35日間の定期監査を通じて、適正な法人運営及び経理事務の執行に努めた。

2 「大阪市地域福祉活動推進計画」（平成30年度～令和2年度）の推進・評価及び第2期計画の策定

大阪市地域福祉活動推進計画の最終年度として、3つの重点目標、本会が推進する12項目を着実に推進するとともに、大阪市地域福祉活動推進委員会及び評価会議を通じて、3年間の評価結果を総括した。

また、重点目標と関連した「多様な居場所づくり」をテーマとして、コロナ禍における地域活動のヒントを掲載した「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」第6弾「コロナでどうする？居場所・サロン活動」を発行した。

さらに、計画の評価・検証と並行して、次期計画策定会議や区社協からの意見集約を重ね、「第2期 大阪市地域福祉活動推進計画」（令和3年度～5年度）を策定した。

3 コロナ禍でのつながりを絶やさない見守り支援事業の実施

コロナ感染拡大に伴う、外出やイベントの自粛要請等で、地域住民のふれあいやつながりの機会が失われ、高齢者や障がい者などが孤立や不安を抱えないよう、見守りや安否確認等の強化を通じて市民生活の安全・安心を守ることを基本方針とし、外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業を区社協と協働して実施した。

（1）民生委員・児童委員の協力による見守り活動の実施

コロナ禍で閉じこもりがちになり不安を抱える高齢者や障がい者などとのつながりづくりや不安や困りごとを把握するため、民生委員・児童委員（延べ22,285人）の協力を得て、電話や自宅訪問による安否確認、マスクと啓発チラシのポスティング等、52,285人を対象に見守り活動を実施した。

（2）啓発物品（タオル・相談窓口チラシ）の配付による見守り活動の実施

本会及び区社協が各地域団体や地域福祉コーディネーター、ボランティアなどと協力し、啓発物品（タオルと相談窓口チラシ46,750セット）を活用した見守り活動を実施した。

（3）ふれあい型食事サービス、みんな食堂の利用者等への配食活動の実施

コロナ禍で多くの地域福祉活動が中止される中、住民同士のつながりづくりやつながりを絶やさないための活動の一助となるよう、5月から12月までに1人最大5回まで、ふれあい型食事サービスまたはみんな食堂の利用者などを対象に、地域住民が主体となり配食活動を実施した。（計50,965食）。

（4）区社協独自の取組みへの支援

コロナ禍におけるつながりを絶やさないことを目的とした区社協独自の取組みに対し支援した。（取組み例：啓発チラシ・衛生物品・飲食物品の配付、返信用はがきを使った安否確認、ニーズ把握のためのアンケート・ヒアリング調査とその結果に基づく事業の実施、オンラインを使ったつながりづくり、活動の再開に向けた衛生物品セットの配付等）

(5) 外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業に係る実態調査

地域住民、地域福祉活動者、区社協職員等、7,730人を対象に、コロナ禍で不安に感じていることや困りごとなどについて、「緊急事態宣言下」「現在」「今後」の時間経過を踏まえて調査した。結果については、住民の困りごとの変化や今後の展望、社協に期待されることを踏まえ、感染症対策を取り入れながら地域活動の再開支援等につなげるため、区社協と情報を共有した。

4 地域共生社会の実現に向けた区社協活動及び法人運営に向けた支援

(1) 地域福祉の充実にに向けた事業の推進

ア 地域福祉活動推進支援事業

令和2年3月に職員向けテキストとして作成した「地域支援の参考書 Ver. 1.0」を活用して区社協職員研修を実施したほか、研修等で参考書に係る意見を集約し、Ver. 2.0として更新し、地域福祉活動を支援する際の視点や手法の可視化・共有を図った。

区社協における地域アセスメントの充実にに向けた取組みとして、共通のシステムを全区社協に導入し、共同改修することで、区社協における地域情報の把握・蓄積・分析を継続的・計画的に進めるよう支援した。

また、区ボランティア・市民活動センターやこどもの居場所活動について、区社協に対しヒアリングし、区ボランティア・市民活動センター運営委員会の開催が滞っている区社協に対しては、開催に向けた支援や情報提供を行うとともに、こどもの居場所活動についても、身近なエリアで活動団体が相互に情報共有できるようにネットワーク構築を働きかけ、11区社協で構築された。

イ 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業

見守り相談室の各ブロック会議の開催支援や就任2年以内の新任CSWの情報交換会を開催し、CSWの活動状況の把握と課題集約等を行い、CSWの活動強化に向けた取組みや事業運営に係る課題解決に向けた取組みを支援した。

また、見守り相談室と生活困窮者自立支援事業との合同ブロック幹事会や研修会を開催し、孤立世帯等への専門的な支援強化と相談支援機関間の連携強化を図った。

ウ 生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業連絡会や近畿の政令指定都市社会福祉協議会生活支援コーディネーター実践交流会などを通して、コロナ禍での介護予防・生活支援活動の推進や協議体の充実にに向けた取組みを支援した。また、令和3年度からの同事業の拡充（第2層生活支援コーディネーターの配置）を見据えた課題や方向性について幹事会を中心に話し合い、区社協と情報を共有した。

エ 生活困窮者自立支援事業

コロナ禍による住居確保給付金の要件緩和に伴う相談者の急増に対し、円滑に業務が進むよう、現状把握や情報整理・発信を通じて後方支援した。

また、複合的課題に対し円滑に支援できるよう、生活困窮者自立支援事業と見守り相談室

の合同ブロック幹事会や事例検討会、研修会を開催し、支援状況や社会資源などの情報を共有し連携強化を図った。

(2) 法人運営に向けた支援

区社協の経理事務の適正化を図るため、本会顧問税理士法人と連携して区社協の事前調査及び2区社協への実地調査を行い、区社協会計事務の手引きを改訂したほか、経理事務担当職員と区社協事務局長を対象とした経理事務研修をそれぞれ開催した。

5 地域福祉推進に向けた新たな担い手の参画と育成強化

(1) 学生ボランティアの育成

福祉系大学や専門学校等に対して、学生ボランティアを募集し、36人のボランティア登録があった。登録者には、こどもの居場所活動等の継続的な活動やイベント、住民への調査等に係る活動を紹介するなど、ボランティアな参画を促し、活動を通じた学びと成長を支援した。

また、学生のネットワーク化を図り、活動の情報共有や思いや悩みを語りあうことを目的とした連絡会を開催した。

(2) 社会福祉研修・情報センターにおける福祉専門職及び新たな担い手の育成・確保

ア 社会福祉施設職員を対象とした、福祉従事者研修や認知症介護研修等の実施

社会福祉施設職員を対象とした福祉従事者研修や認知症介護研修、介護職員研修を実施し、社会福祉を支える人材養成に努めるとともに、市民の福祉に対する理解を深めることを目的とした多様な研修や映像資料を活用した実習などを実施した。

イ 社会福祉施設、事業者からの人材育成などに関する相談対応及び情報提供

大阪市(福祉局障がい支援課)・大阪市立大学医学部附属病院(感染制御部)の協力のもと、コロナに関する疫学的特徴や社会福祉施設における感染防止対策についての動画(字幕付き)を作成し、社会福祉施設等だけでなく地域福祉活動従事者に対しても参考となる内容であることから、社会福祉施設関係者に限定せず広くホームページを活用して配信した。

ウ 社会福祉に関する調査研究

研究誌「大阪市社会福祉研究」第43号を発行するとともに、多様な社会福祉に関する情報を、情報誌「ウェルおおさか」(年6回 3万6000部/回発行)やホームページなどを通して、市民、福祉関係者に広く発信した。

エ 福祉職員のためのメンタルヘルス相談の実施

福祉職員のためのメンタルヘルス相談を、電話・来所含めて33回実施した。相談者(実人数)は22人であり、そのうち新規相談者は15人、継続相談者は7人であった。

オ 図書閲覧室の運営及び展示コーナーでの企画展示

福祉関係図書・視聴覚資料(DVD・ビデオ)等の収集・貸出を行った。

(図書約18,000点、雑誌及び紀要約12,900点、資料約9,000点、視聴覚資料

約1,500点、計41,400点を保有)

その他、毎月の新着図書・DVDリストの作成、15分野別の図書・DVD紹介リストを作成し配布した。

カ 新たな地域福祉活動の担い手の育成

活動の中心となるリーダーや新たな担い手の育成を図り、住民主体の地域福祉活動が継続的かつ発展的に展開するよう、「地域福祉活動者研修体系検討会」で作成した「地域福祉活動者のための学びのテーマ・ポイント集」を区社協や地域社協に配付するとともにホームページに掲載した。

キ 「介護の職場 担い手創出事業」の実施

専門職がより専門性を発揮できる環境をつくり、人材の定着・育成につなげるとともに、専門職以外の人材の介護分野への参入を促し、人材の裾野を広げることを目的に新たに「介護の職場担い手創出事業」を実施し、人材確保・定着の手法や効果を検証した。

6 助成金や市民からの寄附などによる民間活動への支援

(1) 大阪市ボランティア活動振興基金の充実

活動団体が活用しやすいよう、助成対象事業を担い手育成、居場所づくり、立ち上げなど6項目に改編した結果、改編前と比して申請件数が41件増え合計222件となり、また、申請団体の約5割が新規団体であり、多くの民間活動への支援につながった。

また、交付団体に対し、コロナ禍での状況を把握するために調査を実施し、活動に対して必要な助言等を行った。

(2) 共同募金を活用した地域福祉活動への支援

地域住民をはじめとするさまざまな団体を対象とした「居場所づくり支援事業助成金」を交付し、共同募金配分金を活用した感染症対策やさまざまな工夫、アイデアを取り入れた居場所活動を支援した。

また、活動報告書を作成し、本会ホームページで発信することで新たな居場所づくり活動を広報した。

(3) 善意銀行による支援

市民からの善意の預託(金品・物品)を活用し、地域コミュニティづくりをはじめ、地域福祉活動の推進や大阪の社会福祉に関する社会福祉施設・団体・関係機関などに助成した。

また、コロナ禍における寄附団体の増加に伴い、各社会福祉団体等への情報提供やマッチングを行った。

その他、株式会社セブン-イレブン・ジャパンと締結した「商品寄贈による社会福祉貢献活動 寄贈品に関する協定」に基づき、コロナ禍での緊急支援として生活困窮者や子ども食堂への支援に活用した。

7 災害に備えた取組みの推進

(1) 市災害対策本部及び市災害ボランティアセンターの設置に備えた取組み

災害時に円滑に対応できるよう、区社協とも連携して、災害対策本部及び災害ボランティアセンター設置訓練を実施した。訓練を効果的なものとするため、事前に職員に対してコロナ禍における災害ボランティアセンター運営や計画的かつ必要な備蓄物資に関する学習会を開催した。

また、災害ボランティアセンター運営支援が未経験な職員も増加していることから、社協がセンターを運営する意義を確認することを目的とした災害ボランティアセンター運営者研修を実施した。

(2) 事業継続計画（BCP：Business Continuity Planning の略）の実践に向けた取組み

大規模災害発生時に求められる業務や通常業務を円滑かつ適切に遂行することを目的に策定している事業継続計画（BCP）の内容について、災害対策本部及び災害ボランティアセンター開設訓練において、現状の確認と現在の体制に見合ったものとなるよう職員による意見交換を通じて、危機管理意識の向上を図った。

(3) 他都市の社協や関係機関との連携強化

災害が発生した際に、近畿ブロックの府県・指定都市社協が連携し、スムーズに支援できるよう、大阪府社協、堺市社協とともに企画検討し、近畿ブロック社協職員を対象とした災害支援研修を開催した。

また、災害時における民間企業やNPOなどと広域かつ効果的な連携を図ることを目的に、おおさか災害支援ネットワーク（OSN）に世話役団体として参画し、会議や研修を開催したほか、大阪府下避難者支援団体等連絡協議会（ホッとネットおおさか）と連携を図り、東日本大震災による避難者に対し、引き続き支援した。

8 暮らしを支える権利擁護の推進

(1) あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）の推進

認知症高齢者や地域で暮らす知的障がい・精神障がい者への支援の必要性は年々高まっており、特に、精神障がい者、知的障がい者の利用者が増加しているなか、関係機関と連携し、本人らしい生活を送ることができるよう自己決定の尊重を基本とし、適切に支援した。（令和2年度末契約者数2,728人）

本人の判断能力の低下や生活環境の変化などに気づき、成年後見制度が必要な場合は関係機関と連携し、成年後見利用促進を進める成年後見支援センターと一体的に移行支援を展開し、地域においてより適切な権利擁護支援へつなげた。

(2) 成年後見支援センター事業の推進

大阪市地域福祉基本計画の中で成年後見制度の利用促進の中核機関と位置づけられ、従来の機能に加え、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」の設置・運営や、本人を中心として支援策を検討する「チーム」への専門職の派遣、「あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）」から成年後見制度への移行支援、親族後見人の支援など、「権利擁護支援の地域連携

ネットワーク」構築に向けた事業を実施した。

また、第14期市民後見人養成講座を開催し、養成講座修了者が登録する市民後見人バンクを設置・運営するとともに、成年後見人等候補者検討会議に市民後見人を推薦、選任後はセンター、専門職により活動を支援した。令和3年3月末現在市民後見人バンク登録者は286人、家庭裁判所から選任された市民後見人は272人となった。

さらに、ホームページの内容充実を図り、成年後見制度及び市民後見人活動について広報、啓発を行った。

9 生活支援・介護予防の推進

(1) 認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進

ア 認知症サポーター養成講座の開催支援

コロナ感染拡大防止の観点から、オンラインによる「認知症サポーター養成講座」の開催を推奨するとともに、オンライン開催に伴う注意点等をまとめ、本会ホームページに掲載した。

また、オンラインでの認知症サポーター養成講座を開催希望する企業・団体へ講師を派遣した。

イ オレンジサポーター地域活動促進事業に係る支援

地域における認知症の人やその家族の生活ニーズと認知症サポーターを繋げる仕組みである「ち〜むオレンジサポーター」を育成するステップアップ研修を認知症支援に関係のある事業担当者を対象にオンラインで開催した。

また、認知症の人にやさしい取組みをしている企業・団体を本会ホームページに掲載し、地域活動促進に係る一助とした。

さらに、オレンジサポーター地域活動促進事業の担当者である各区の認知症地域支援コーディネーターを対象とした連絡会を開催し、円滑な運営に向け情報を共有した。

ウ キャラバン・メイトの養成及びフォローアップ、組織化の支援

オンラインによる認知症サポーター養成講座を開催することを目的にキャラバン・メイトを養成した。

また、認知症サポーター養成講座の開催に不安を感じているキャラバン・メイトに対して、改めて開催のポイントを学ぶフォローアップ研修を実施するとともに、集合形式で開催する場合は感染症対策を徹底した。

さらに、組織化の支援として、キャラバン・メイト連絡会へ加入を希望するキャラバン・メイトの名簿を作成し、各連絡会へ情報提供した。

エ 認知症カフェ運営に係る後方支援

認知症の方と家族、地域住民、専門職など、誰もが参加できる「集う場(認知症カフェ)」に対し、専門職の講師派遣に関する相談などを行った。

(2) 高齢者の社会参加促進に向けた介護予防ポイント事業の実施

各区社協や受入登録施設の協力により、登録時研修を48回開催し、新規登録者128人、延登録者は3,441人となった。新たな受入登録施設として、介護保険施設は37ヶ所、保育所は12ヶ所、計49ヶ所の登録があった。

また、事業実施状況等を周知するため、「ポイントリレー通信」を作成し、活動登録者、新規受講者、受入登録施設、各区保健福祉センター、区社協等の関係機関へ配付した。

その他、ブロック別交流会を6回開催し、延べ146人が参加し、活動者間の交流を深めた。

10 多様な相談支援の充実

(1) ボランティア・市民活動センター事業

ボランティア・市民活動に関する相談窓口として、平日の利用時間を午前9時から午後7時までとし、来所、電話などにより相談を受け付け、活動紹介など支援した。

また、ボランティア募集、講座・イベント情報、コロナ禍でのボランティア・市民活動団体の活動状況や思いなどをボランティア・市民活動情報誌「COMVO」(年10回 4万部/回発行)やメールマガジンなどを通じて発信した。

(2) 地域こども支援ネットワーク事業

こどもの居場所づくり等に取り組む支援団体のネットワーク構築を進め、事業開始の平成30年度末では88団体であった団体登録者数が、令和2年度末には176団体に広がった。

令和2年度は、とくにコロナ禍における活動状況や課題の把握に向け、団体からの相談への対応やアンケート調査を実施するとともに、運営面での課題や工夫などを団体間で共有し活動継続するために、地域こども支援団体連絡会(2か月に1回)を開催した。

また、事業を啓発し支援者を増やすとともに、学校休校の影響によるこどもたちの心理状況の変化に寄り添った支援を考えていくために「子ども支援ネットワーク事業シンポジウム」を開催した。

一方、コロナ禍ではあったが、多くの企業等からこども支援に関する貢献活動の相談があり、社会福祉施設を通じて、企業から提供された物資等を延べ1,519団体に提供した。さらに、活動継続や再開に向けた支援として、計9,709食の弁当を提供した(みんな食堂の利用者等への配食活動分を再掲)。

(3) おおさか介護サービス相談センター事業

介護保険サービスの利用者や家族及びサービス提供事業者からの苦情や相談を受け、中立的な立場で情報提供や助言を行い、介護保険サービスの質の向上に努めた。

また、地域包括支援センターが対応している支援困難ケースに対して助言するとともに、大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会及び大阪府国民健康保険連合会等との意見・情報交換などを通じて連携を深めた。

さらに、地域福祉活動に取り組む市民を対象に介護相談研修を実施し、認知症の理解と支援などの学習機会を設け、福祉人材の育成を図った。

(4) 地域包括支援センター連絡調整事業

ア 地域包括支援センター（認知症強化型包括支援センター含む）及びブランチに対する後方支援

地域包括支援センター（認知症強化型包括支援センター含む）及びブランチからの処遇困難事例や認知症高齢者への支援などの課題に対して助言するとともに、必要に応じて地域ケア会議へ出席し、地域包括支援センターが抱える業務上の課題解決に努めた。

また、円滑な運営に向け定例会議をオンラインなどで開催し、情報を共有化した。

イ 事業実績集計、分析、フィードバック

活動状況を把握・分析し、大阪市地域包括支援センター運営協議会や地域包括支援センター管理者会で報告した。

また、質問が多かった項目については、業務マニュアル「地域ケア会議の展開と見えてきた課題のまとめについて（平成24年度作成）」に反映し、改定した。

ウ 介護家族の会への支援

大阪市介護家族の会連絡会の事務局として、認知症の正しい理解を深めるためにオンラインなどにより研修会を開催した。

(5) 休日夜間福祉電話相談事業

休日夜間における障がい者や高齢者の福祉及び権利擁護に関する電話相談を実施し、内容に応じて関係機関への連携を図るなど、課題解決に努めた。

また、障がい者や高齢者の虐待通報、緊急一時保護の連絡窓口として、虐待対応のセーフティネットとしての役割を担った。

(6) 生活福祉資金貸付事業

コロナの影響により、令和2年3月から生活福祉資金の特例貸付として位置付けられた、緊急小口資金及び総合支援資金の相談・受付窓口である各区社協に対して、情報提供や連絡調整など、円滑かつ効果的な業務の支援に向け、各区社協の窓口状況を随時把握するとともに、全国社会福祉協議会、大阪府社会福祉協議会、大阪市と連携し、相談窓口の環境整備、対応職員の調整や本会ホームページでの情報掲載などに努めた。

また、生活困窮者自立支援事業や民生委員児童委員協議会との連携を強化するなど、包括的相談支援体制の構築に努めた。

(7) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

就職に有利な資格取得をめざすひとり親家庭の親に対し、養成機関への入学準備金を53件貸し付けた。貸付相談を通じて他の福祉制度の情報提供にも努め、ひとり親家庭の自立を支援した。

1 1 中立・公正な立場に立った事業の展開

要介護認定・障がい支援区分認定調査事業の実施

介護保険の根幹となる、要介護認定調査や障がい支援区分認定調査及び他都市の市内居住者の認定調査について中立・公正な立場で、感染症対策も徹底しながら、市内全域の調査を実施した。

令和2年度は、平成29年度の介護保険制度改正により、要介護認定期間が最長24ヶ月延長となり、約7割の申請者が最長認定期間を受けたが、コロナ禍の影響で大阪市は令和2年6月・7月未認定期間満了の更新申請ケースに対して、全件「認定期間延長措置」を取り、その後も更新対象者の意向により認定期間延長が選択できる措置を継続したことで、調査依頼件数は見込件数154,026件に比して大きく減少し、調査件数は約83,560件となった。

1 2 福祉関係機関・団体との連携と協働

(1) 民生委員・児童委員との連携

コロナ禍において、高齢者や障がい者等が孤立や不安を抱えたまま暮らすことのないよう、安否確認や見守りを強化する「外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業」では、24区の民生委員・児童委員の協力により、電話などによる安否確認やマスク・啓発チラシを活用した訪問など合わせて52,285人に安否確認を実施した。

(2) 指定都市社協・民児連連絡協議会の開催

指定都市社協・民児連の代表が一堂に会し、共通の福祉課題について協議・検討する場として、7月に大阪市において開催を予定していたが、コロナが全国に拡大する状況の中、参集しての開催については困難と判断し、開催に代え各協議課題に対する回答などを取りまとめた冊子を作成・配付し、現状の状況や課題を共有した。

(3) 共同募金への協力

令和2年度の配分金に基づき、こどもの居場所づくりや地域福祉活動の推進・発信に努めたほか、「地域の子どもの福祉のための助成」及び「大阪府北部地震および台風21号災害に係る災害ボランティア・NPO活動サポート募金を財源とした助成」並びに「つながりをたやさない社会づくりのために～新型コロナウイルスの影響下でさまざまな福祉課題に向き合う人々の活動支援キャンペーンによる助成」を受け、地域福祉活動を一層推進した。

赤い羽根共同募金運動が始まる10月1日には、有志による街頭募金活動、広報誌「大阪の社会福祉」やホームページへの掲載など、募金啓発活動に積極的に取り組み、大阪府共同募金会とより緊密な連携を図った。

(4) 大阪市住まい公社との連携

令和2年3月に締結した「大阪市社会福祉協議会と大阪市住宅供給公社との包括連携に関する協定」に基づき、各区社協と大阪市住宅供給公社との取組み事例の報告及び今後の連携について区社協事務局長会議で意見交換する機会を設けた。

(5) 大阪市社会事業施設協議会活動の推進

コロナの影響により、公益的な取組みが停滞している状況が続く中、推進の一環として、大阪市社会事業施設協議会（以下「施設協」という。）加盟各施設と地域住民と顔のみえる関係づくりの取組み（敬老月間や年末年始におけるポスター掲示などによる広報活動）を推進し、ホームページでの取組み周知などを支援した。

また、各社会福祉法人が抱える人材確保・定着に係る課題に対しては、オンラインにより施設職員と学生との懇談会を共催で開催し、福祉の仕事のやりがいや魅力を伝えた。

(6) 大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会活動の推進

施設協との共催により、年間を通して人権研修を実施し、社会福祉施設職員が人権課題への理解を深めるよう、人権啓発活動を積極的に推進した。

また、コロナ感染拡大防止のため、安心して受講できるよう研修会をオンデマンド配信に切り替えたことにより、例年より受講者が増えた。

(7) 区社会福祉施設連絡会活動の支援

コロナ感染拡大に伴い、公益的な取組みの推進に向けた学習会などの開催は中止したが、公益的な取組み推進の一環として、施設協6団体加盟各施設と区社会福祉施設連絡会会員施設へ地域住民と施設の顔のみえる関係づくりの取組み（敬老月間や年末年始におけるポスター掲示などによる広報活動）を推進し、ホームページで周知支援した。